（帳簿）

第四十六条　法第七十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

2　指定試験機関は、法第七十条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十七条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第七十条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第七十一条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三　［略］

（公示）

第四十九条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第五十七条第二項の指定をしたとき。	一～四　［略］
法第六十二条の許可をしたとき。	一～四　［略］

（帳簿）

第四十六条　法第六十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

2　指定試験機関は、法第六十六条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十七条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十六条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第六十七条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三　［略］

（公示）

第四十九条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第五十三条第二項の指定をしたとき。	一～四　［略］
法第五十八条の許可をしたとき。	一～四　［略］

法第六十九条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。	一・二　［略］
法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行つていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。	

別表第一（第十条関係）

研修区分	修了試験課目	講義時間
必須基礎	エネルギー総合管理及び法規	
	一　［略］	［略］
	二　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び命令	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　［略］

法第六十五条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第六十七条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。	一・二　［略］
法第六十七条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行つていた試験事務の全部又は一部を行わないこととするとき。	

別表第一（第十条関係）

研修区分	修了試験課目	講義時間
必須基礎	エネルギー総合管理及び法規	
	一　［略］	［略］
	二　エネルギーの使用の合理化に関する法律及び命令	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　［略］

備考　表中の［　］は注記である。